

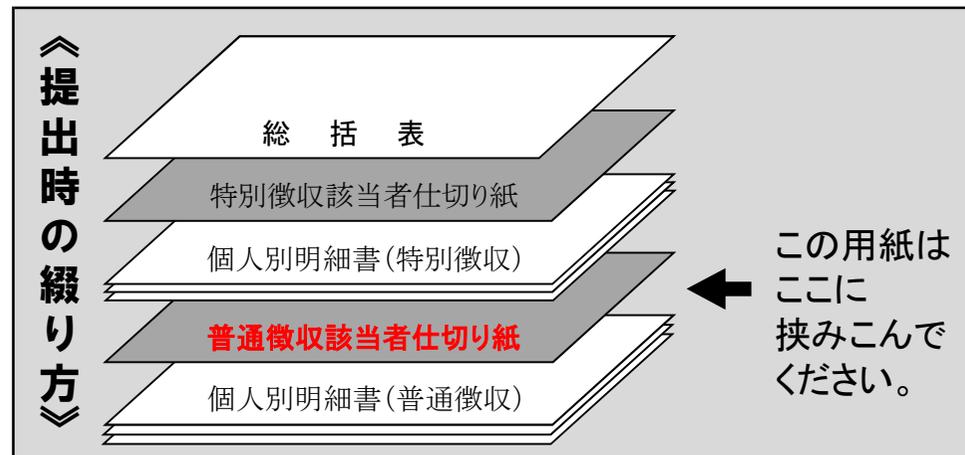


個人市民税・県民税を、6月から**特別徴収(給与から差引き)**する人に使用してください。

特別徴収該当者には、事業者宛に税額通知書を送付します。
 ※ 退職・転勤等で特別徴収できなくなった時は、異動のあった翌月の10日までに(前年度において特別徴収をしていない人については、4月15日までに)、給与所得者異動届出書をご提出ください。

Q & A

- Q1. 特別徴収、又は、普通徴収の対象者を明記しなかった場合は、どうなりますか？
 A1. 個人別明細書の内容から判断します。法令上、給与所得者は特別徴収と定められているため、普通徴収の該当事由が確認できないものは、原則特別徴収として扱います。
- Q2. 摘要欄に他の給与支払者分の給与等(前職分・アルバイト分等)を記載しなかった場合は、問題ありますか？
 A2. 前職等の会社も給与支払報告書の提出義務があるため、対象者に複数の個人別明細書が提出されることとなります。記載がない場合、すべての個人別明細書の支払金額を合算して個人市民税・県民税が計算されます。前職分を合算していない場合は、「摘要」欄に「前職合算なし」と記載してください。
- Q3. 記載事項を誤ってしまいました。訂正(再提出)はできますか？
 A3. 個人別明細書の記載誤り等により、改めて提出する場合は、必ず「摘要」欄に朱書きで「訂正分」と記載し、「総括表」を添付して再提出してください。



退職者や乙欄等、個人市民税・県民税を**普通徴収(給与から差引きできず、個人納付)**する人に使用してください。

普通徴収該当者には、ご本人宛に納税通知書を送付します。

普通徴収該当理由書

該当する番号に○をつけてください(複数回答可)。

- ① 個人事業主の専従者
- ② 退職者(5月末までに退職予定の方を含む。)
- ③ 他の事業者で特別徴収されている方(乙欄給与の方)
- ④ 毎月の給与の支払いがない方
- ⑤ 給与から税額が引ききれない方

※パート、アルバイト、契約(派遣)社員等であっても「毎月の給与の支払いがある方」は、原則として特別徴収になります。